

教安第970号
令和元年12月5日

各市町村教育委員会学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課長
(公印省略)

児童生徒等の自転車乗車中の交通事故防止について (依頼)

日頃から、児童生徒等の交通安全教育に御尽力いただき、ありがとうございます。
本年、県内で発生した児童生徒等の交通事故は、その多くが自転車に係る事故
(小学生が約3割、中学生が約6割、高校生が約7割)であり、11月には県内
において、自転車に乗った登校中の高校生が乗用車にはねられ、その後に死亡する
大変痛ましい事故も発生しています。また、下記のような自転車乗車中の事故発生時
の対応やマナーが悪い事案も発生しており、大変憂慮すべき事態となっております。
つきましては、冬季休業を前に、自転車乗車中のルールやマナーの遵守について
指導の徹底を図るとともに、別添資料や令和元年10月25日付け教安第855号に
より配付した安全教育啓発用ポスター(交通安全)等を活用した交通安全教育の充実に
努めるよう、貴管下の学校に対して、周知をお願いいたします。

記

1 県内での事例

【事故発生時の対応が悪い例】

- ・自転車で歩行者に接触し、相手側は転倒したが、謝罪もせず、そのまま立ち去った。

【ルールやマナーを守らない例】

- ・自転車で道路を並進し、地域住民の通行を妨げた。
- ・夜間に無灯火のまま走行し、歩行者に衝突した。

2 学校での指導事項(「ちばサイクルール」の周知徹底)

【自転車に乗るときのルール】

- (1) 車道の左側を走ろう
- (2) 歩いている人を優先しよう
- (3) ながら運転はやめよう
- (4) 交差点では安全確認しよう
- (5) 夕方からライトをつけよう

担当

千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課
安全室 指導主事 宇畑 直樹

電話 043-223-4091

各県立学校長 様

教育振興部学校安全保健課長

児童生徒等の自転車乗車中の交通事故防止について（依頼）

本年、県内で発生した児童生徒等の交通事故は、その多くが自転車に係る事故（小学生が約3割、中学生が約6割、高校生が約7割）であり、11月には県内において、自転車に乗った登校中の高校生が乗用車にはねられ、その後に死亡する大変痛ましい事故も発生しています。また、下記のような自転車乗車中の事故発生時の対応やマナーが悪い事案も発生しており、大変憂慮すべき事態となっております。

については、冬季休業を前に、自転車乗車中のルールやマナーの遵守について指導の徹底を図るとともに、別添資料や令和元年10月25日付け教安第855号により配付した安全教育啓発用ポスター（交通安全）等を活用した交通安全教育の充実に努めるよう御配意願います。

記

1 県内での事例

【事故発生時の対応が悪い例】

- ・自転車で歩行者に接触し、相手側は転倒したが、謝罪もせず、そのまま立ち去った。

【ルールやマナーを守らない例】

- ・自転車で道路を並進し、地域住民の通行を妨げた。
- ・夜間に無灯火のまま走行し、歩行者に衝突した。

2 学校での指導事項（「ちばサイクルール」の周知徹底）

【自転車に乗るときのルール】

- (1) 車道の左側を走ろう
- (2) 歩いている人を優先しよう
- (3) ながら運転はやめよう
- (4) 交差点では安全確認しよう
- (5) 夕方からライトをつけよう

担当

教育振興部学校安全保健課

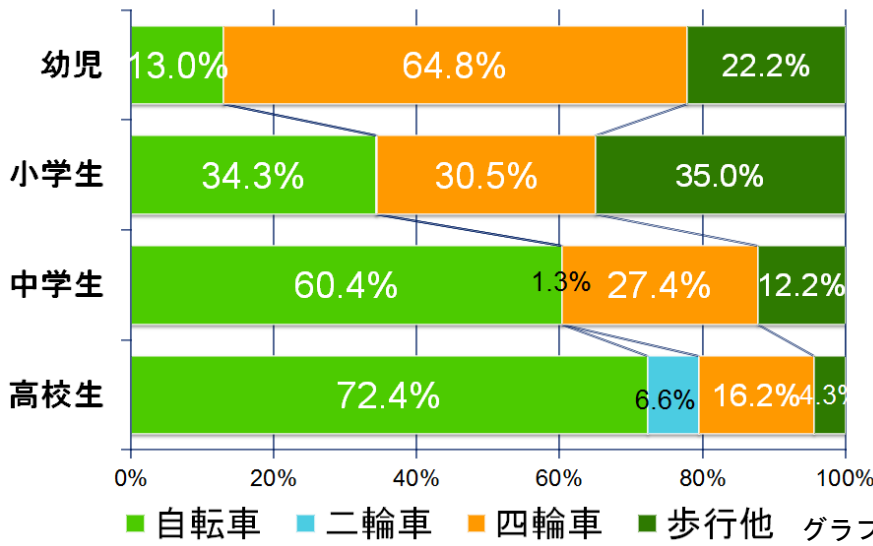
安全室 指導主事 宇畑 直樹

電話 043-223-4091

児童生徒等の自転車乗車中における交通事故の発生状況と指導ポイントについて

児童生徒等の状態別事故発生状況

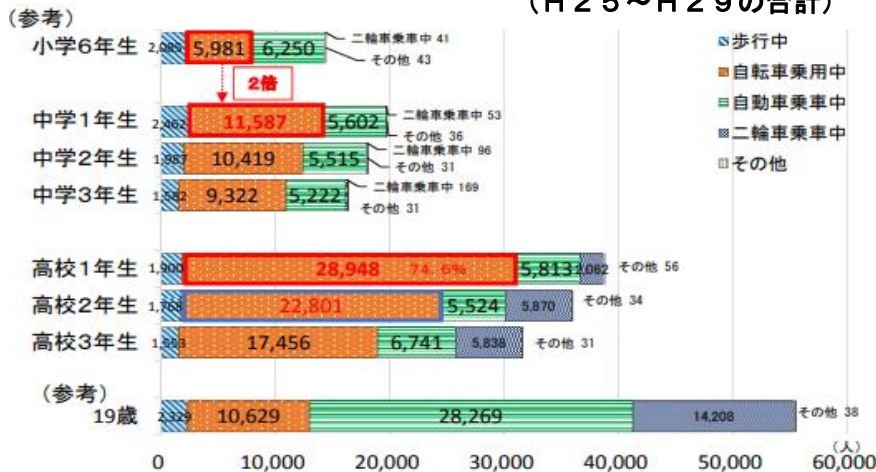
(H3 1.1月～令和元年10月における死傷者数)



状態別の事故発生状況では、幼児は圧倒的に自動車同乗中が多く、小学生は自転車乗車中、歩行中、自動車同乗中が約3分の1ずつ、中高生では自転車乗車中が多く、中学生で約6割、高校生で約7割となっている。中高生では、自転車の安全利用について重点的に指導することが重要である。

学年別の状態別死傷者数

(H25～H29の合計)



学年別の事故発生状況では、中学1年生及び高校1年生の死傷者数が前学年より多く発生している（中学1年生は約2倍、高校1年生は約3倍）。これらの学年は、進学して間もなく、大きく環境が変わったことが要因と考えられることから、入学後・進学後において重点的な指導が必要になる。

「児童生徒の交通事故について」警察庁：H30.3.22より

指導のポイント

1 自転車による交通事故の特徴を理解させる。

登下校時、交差点や交差点付近において、出会い頭の事故が最も多いことを指導する。また、登下校時間帯で急ぐあまり、斜め横断や安全不確認による事故被害、ブレーキ操作の遅れによる歩行者への追突なども多い。加害者になり得る場合もあるので自転車保険の加入を推奨する。

2 車の安全行動を期待しない。

横断歩道等で青信号であっても、安易に「車は止まってくれるだろう。」と思い込んで横断しないよう、よそ見や死角のため歩行者に気づかない車、歩行者に譲る気のない車がいることを指導する。

3 交通事故に遭った時の対応を理解させる。

万が一、事故の被害者や加害者になってしまった場合、①負傷者の確認、②2次被害の防止（安全な場所に移動）、③通報（負傷者がいる場合は119番、けがのない事故の場合は110番）互いのケガの状態に限らず、後々のトラブルの原因になるので、必ず警察をその場で呼び、相手とともに待機することを指導する。

4 いつでも、どこでも自転車乗車中のルールやマナーは遵守させる。

車道の逆走や並進走行、イヤホンで音楽を聴きながら等ながら運転の禁止事項を理解させ、通学時だけでなく、どんな時も交通ルールやマナーを遵守させる。